



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 について

令和4年3月



0. 法律の背景、制度の概要

0. 法律の背景、制度の概要

海洋プラスチックごみ問題の国際的関心の高まり

- **エレンマッカーサー財団（2016年）**
 - ▶ 2050年には魚の重量を上回るプラスチックが海洋流出するおそれ
- **G20大阪サミット（2019年6月）：大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**
 - ▶ 2050年までに、海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロに
- **国連環境総会（UNEA5.2、2022年2月）**
 - ▶ 実効的な海洋プラスチックごみ対策に関する国際約束の合意に向けた政府間交渉委員会の設立
- **主要国における取組**
 - ▶ 欧州（2019年）や中国（2020年）等において、使い捨てのカトラリーや食器類等に関する規制を実施

我が国の取組

- **プラスチック資源循環戦略の策定（2019年）**
 - ▶ 3R+Renewable（リデュース、リユース、リサイクル+リニューアブル（再生プラスチック・再生可能資源等の活用））を基本原則に、マイルストーンを野心的な目標として策定
 - ▶ 同戦略の具体化に向けた第一歩として「レジ袋有料化」を実施（2020年7月～）
- **海洋プラスチックごみ対策に係る国際枠組み作りを推進**
 - ▶ バーゼル条約の条約改正（汚れた廃プラスチックの輸出入管理）（日本などが共同提案、2021年施行）

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

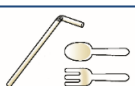
- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  ＜付け替えボトル＞
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  ＜ワンウェイプラスチックの例＞
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜プラスチック資源の例＞
	【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  ＜店頭回収等を促進＞
	【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行



1. プラスチック使用製品設計指針

1. プラスチック使用製品設計指針

- 対象事業者：プラスチック使用製品を設計・製造する事業者

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品 (12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣)※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

1. プラスチック使用製品設計指針

- プラスチックの資源循環を促進するためには、設計段階での取組が不可欠。
- 具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にする工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用など。
- 「プラスチック使用製品設計指針」は、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めたもの。
- 特に優れた設計を国が認定する制度も創設し、認定製品の利用促進を図る。

●プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

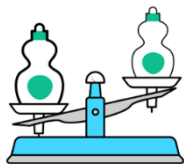
(1) 構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破碎・焼却の容易化
(2) 材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの利用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価		
(4) 情報発信及び体制の整備		
(5) 関係者との連携		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

1. プラスチック使用製品設計指針

(1) 構造

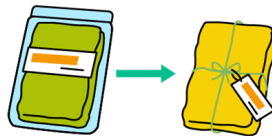
①減量化

- できるだけ使用する材料を少なくすること。



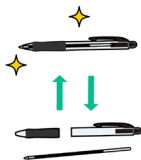
②包装の簡素化

- 過剰な包装を抑制すること。



④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用

- 再使用が容易な部品を使用すること。
- 部品の再使用をすること。



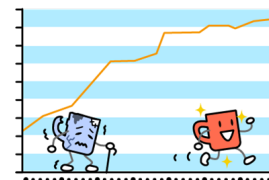
⑤単一素材化等

- 製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること。



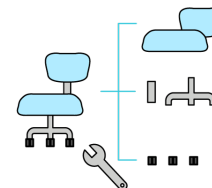
③長期使用化・長寿命化

- 製品全体の耐久性を高めること。
- 繰返し使用に耐えるものとする。
- 部品を容易に交換できる構造とすること。
- 容易に修理することができるようにすること。



⑥分解・分別の容易化

- 部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること（リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい）。
- 部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること。
- 使用されている材料の種類の表示を行うこと。



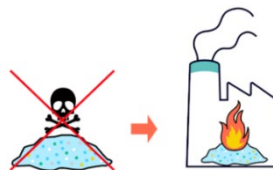
⑦収集・運搬の容易化

- 可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること。



⑧破碎・焼却の容易化

- 再使用又は再生利用が難しい部品等については、破碎や焼却の容易化に配慮すること。



1. プラスチック使用製品設計指針

(2) 材料

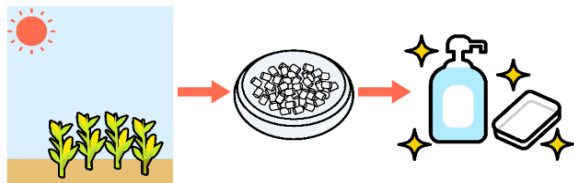
①プラスチック以外の素材への代替

- プラスチック以外の素材に代替すること。



④バイオプラスチックの利用

- 「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、
- バイオマスプラスチックを利用すること。
- 生分解性プラスチックを利用すること。



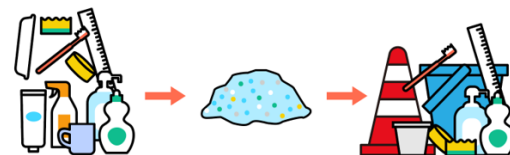
②再生利用が容易な材料の使用

- 再生利用が容易な材料を使用すること。
- 材料の種類を減らすこと。
- 再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること。



③再生プラスチックの利用

- 再生プラスチックを利用すること。



(3) 製品のライフサイクル評価

プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに（１）構造及び（２）材料に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価することが望まれる。

1. プラスチック使用製品設計指針

(4) 情報発信及び体制の整備

企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に必要とされる範囲で、①製品の構造、②部品の取り外し方法、③製品・部品の材質名、④部品の交換方法、⑤製品・部品の修理方法、⑥製品・部品の破碎・焼却方法、⑦製品・部品の収集・運搬方法、⑧処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等の情報を記載することが望まれる。

また、こうした情報に関して、プラスチック使用製品を廃棄、修理・部品交換、処理をしようとする者等に対し、プラスチック使用製品の構造、部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することができるような体制整備を図ること、本指針に則した設計を実施するため必要な人員を確保することやプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組の状況を把握し、その情報の開示を積極的に行うことが望まれる。

(5) 関係者との連携

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等と材料・部品等の供給者、再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国及び地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うことが望まれる。

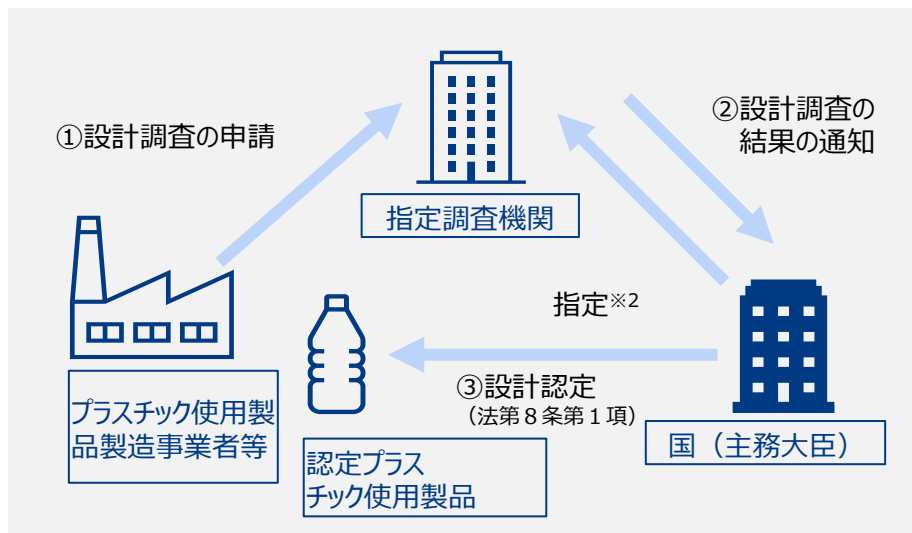
(6) 製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が円滑に実施されてきたところ。一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施することが望まれる。

また、プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること。

1. プラスチック使用製品設計指針

● 設計指針に適合した設計の認定制度（設計認定） ※任意の制度



- ① プラスチック使用製品製造事業者等は、指定調査機関に設計調査の申請をする。
- ② 指定調査機関は、設計指針に適合しているか※1について設計調査を行い、設計調査の結果を国（主務大臣）に通知する。
- ③ 国（主務大臣）は設計調査の結果に基づき設計認定を行う。

※ 1 設計認定に係る適合基準に関しては、製品分野ごとに項目及び基準を別に定める

※ 2 国（主務大臣）は、設計調査を行おうとする者の申請に基づき、指定調査機関として設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者を指定する

● 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項 ※任意の制度

設計認定に当たっては、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、特に優れたプラスチック使用製品の設計について大臣認定を行う。

（1）総合的な評価及び情報等の公表

製品分野ごとに別に定める項目※3について、製品のライフサイクルを通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら決定した当該取組の考え方等を公表していること。

（2）基準への適合

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、製品分野ごとに別に定める基準※3に適合していること。

※ 3 製品分野ごとの項目及び基準については、今後、順次、策定していく予定



2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 (判断基準)

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

対象事業者：特定プラスチック使用製品（12製品）を提供する小売・サービス事業者

ライフサイクル	法での措置事項（概要）	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 （内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品（12品目）	特定プラスチック使用製品提供事業者（小売・サービス事業者等）	経産大臣、事業所管大臣 （厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣（全大臣）※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

- 特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務（サービス）の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装を除く））を提供する小売・サービス事業者は、提供方法の工夫や提供する製品を工夫するなどの使用の合理化が求められる。

主務大臣 「判断基準」を策定

必要な指導・助言

取組が著しく不十分な場合に
勧告・公表・命令等

特定プラスチック 使用製品提供事業者※

特定プラスチック使用製品として政令で定める製品を提供する者、政令で定める業種を対象とする。

特定プラスチック使用製品 多量提供事業者※

（前年度の提供量が5トン以上）

※ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の提供量は本部事業者の提供量に含むものとする

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

（1）特定プラスチック使用製品と特定プラスチック使用製品提供事業者

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	●宿泊業：ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

● 特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準

(1) 目標の設定

(2) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

(3) 情報の提供

(4) 体制の整備等

(5) 安全性等の配慮

(6) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況等の把握等

(7) 関係者との連携

(8) 本部・加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

（1）目標の設定

- 使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
- 下記の表のようにバイオプラスチックや再生プラスチックの利用を目標に併記することも可能。

記載例	特定プラスチック使用製品の提供量（t） （①）	売上高、店舗面積その他の 特定プラスチック使用製品の 提供量と密接な関係をもつ値 （②）	特定プラスチック使用製品の提供に係る 原単位 （③＝①÷②）
基準年度 20××年度	10[t]	売上：100[億円]	0.1[t/億円]
	うちバイオプラスチック0[t] バイオプラスチックを除いた提供量10[t]		
目標年度 20■年度	16[t]	売上：200[億円]	0.08[t/億円]
	うちバイオプラスチック4[t] バイオプラスチックを除いた提供量12[t]		バイオプラスチックを除いた原単位 0.06[t/億円]
変化率（%）	+60%	+100%	▲20%
	バイオプラスチックを除いた提供量の変化率 +20%		バイオプラスチックを除いた原単位の変化率 ▲40%

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

（2）特定プラスチック使用製品の使用の合理化

【提供方法の工夫】

- ①有料化、②ポイント等の還元、③意思確認の徹底（声かけ）、④繰り返し使用の促進

【製品の工夫】

- ①薄肉化や軽量化した製品の提供、 ②バイオマスプラスチック製品の提供、
- ③再生プラスチック製品の提供、
- ④紙製・木製・金属製等のプラスチック以外の素材を利用した製品の提供
- ⑤適切な寸法の製品の提供、 ⑥繰り返し使用が可能な製品の提供

（3）情報の提供

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、店頭においてプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に資する事項を掲示すること。
- 特定プラスチック使用製品提供事業者自らが特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施する取組の内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること。
- その提供する特定プラスチック使用製品にプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の重要性に関する表示を付すこと。

（4）体制の整備等

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図るため、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する研修の実施その他の措置を講ずること。

2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

（5）安全性等の配慮

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、（2）の取組を実施することにより特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図る際には、その提供する特定プラスチック使用製品に関し、その安全性、機能性その他の必要な事情に配慮すること。

（6）特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況等の把握等

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、その事業において特定プラスチック使用製品を提供した量並びに特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握し、当該把握した情報をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めること。

（7）関係者との連携

- 特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、特定プラスチック使用製品提供事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。

（8）本部・加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化

- 本部事業者は、加盟者の事業において提供する特定プラスチック使用製品について、当該加盟者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう努めること。
- 加盟者は、本部事業者が実施する特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための措置に協力するよう努めること。

3. 市区町村による分別収集・再商品化



3. 市区町村による分別収集・再商品化

対象者：市区町村

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
 設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック 使用製品製造事業者等	経産大臣、 事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、 厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 (12品目)	特定プラスチック 使用製品提供事業者 (小売・サービス事業者等)	経産大臣、 事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣)
	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
排出・回収・リサイクル	製造・販売事業者等 による自主回収・再資源化	自らが 製造・販売・提供した プラスチック使用製品	プラスチック使用製品の 製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック 使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、 事業所管大臣(全大臣)※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

3. 市区町村による分別収集・再商品化

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市区町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【第31条】

市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たって以下の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 分別の基準の策定
- 当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを促進するために必要な措置

**容器包装リサイクル法に規定する
指定法人に委託する方法**

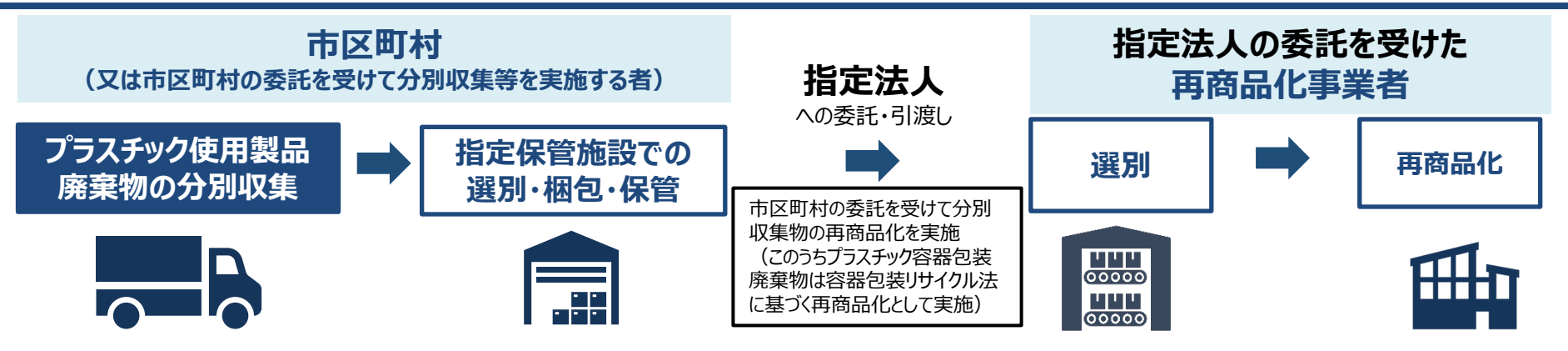
【第32条】

**認定再商品化計画に基づく
リサイクルを行う方法**

【第33条】

3. 市区町村による分別収集・再商品化

(1) 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法<法第32条>



容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行う方法を選択した市区町村は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」の**分別収集物の基準**及び「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）」に従って分別収集・再商品化する必要がある。

● 分別収集物の基準①

- ◆ 原則として最大積載量が1万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
- ◆ 圧縮されていること。
- ◆ 次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと。
 - ・ 容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物のうちペットボトル※を除いたもの）
 - ・ プラスチック使用製品廃棄物（容器包装廃棄物を除く）のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの

3. 市区町村による分別収集・再商品化

●分別収集物の基準②

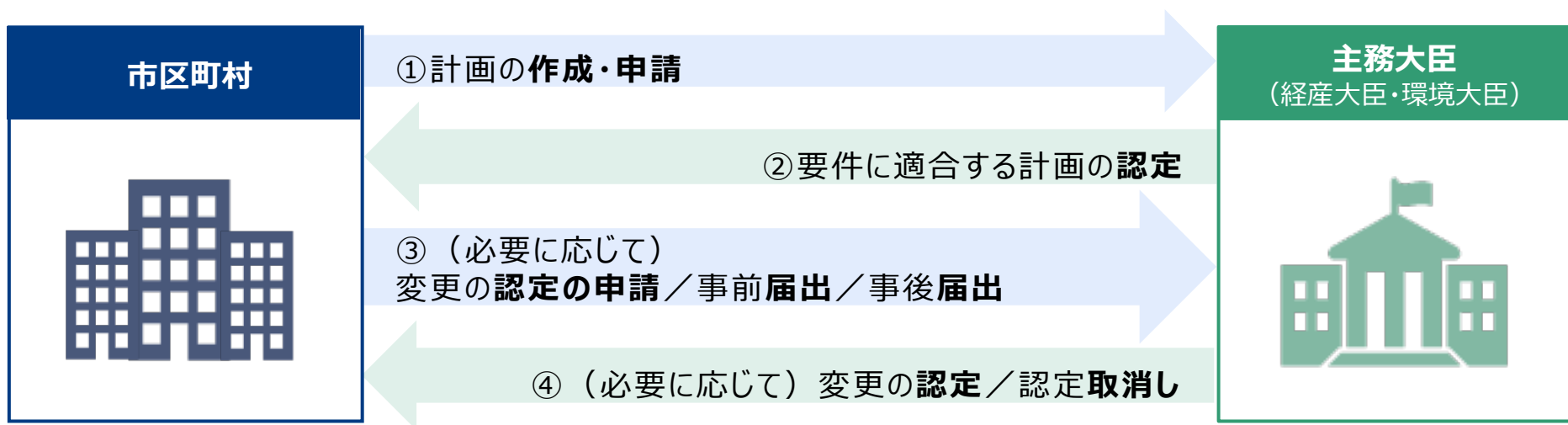
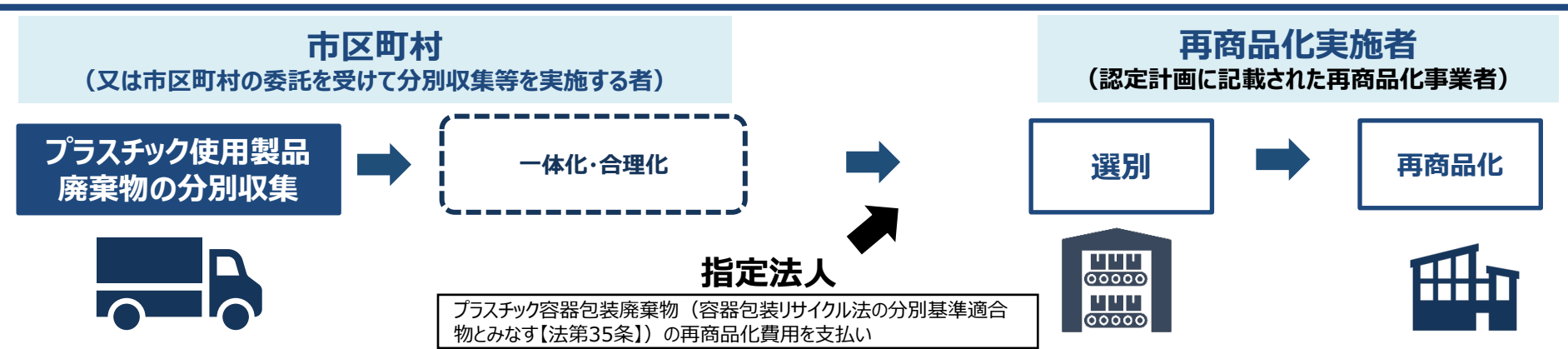
- ◆他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているものであって、次に掲げるものが混入していないこと。
 - ・ ペットボトル※
 - ・ 小型家電リサイクル法に規定する使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの
 - ・ 一辺の長さが50センチメートル以上のもの
- ◆分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるものであって次に掲げるものが混入していないこと。
 - ・ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他の分別収集物の再商品化の過程において火災等を生ずるおそれのあるもの
 - ・ 点滴用器具その他の人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの
 - ・ 分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの
- ◆容器包装リサイクル法に基づき指定された施設において保管されているものであること。

※ 飲料、しょうゆその他容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第5号及び別表第1の7の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第3号）第1項各号に掲げる物品であって、同告示第2項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器

3. 市区町村による分別収集・再商品化

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。

● 認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法〈法第33条～第35条〉



3. 市区町村による分別収集・再商品化

① 計画の作成・申請

● 再商品化計画を申請する際の必要書類①

再商品化計画を申請するには、（１）の記載事項を含む再商品化計画に（２）～（９）の添付書類が必要。

（１）再商品化計画

- ① 分別収集物の種類
- ② 再商品化を実施しようとする期間
- ③ 分別収集物の種類ごとの見込み量
- ④ 再商品化の実施方法
- ⑤ 再商品化費用の総額・内訳
- ⑥ 収集、運搬又は処分を行う者の氏名・名称、収集、運搬又は処分の別
- ⑦ 運搬施設（車両等）・積替施設
- ⑧ 処分施設の所在地、構造及び設備
- ⑨ 収集、運搬又は処分を行う者の住所（法人の場合代表者の氏名）
- ⑩ 分別収集をしようとする区域
- ⑪ 再商品化により得られた物の利用者及び利用方法
- ⑫ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合に、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- ⑬ 再商品化実施者が処理を行うことが困難となった場合に、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置

3. 市区町村による分別収集・再商品化

●再商品化計画を申請する際の必要書類②

(2) 分別の基準

(3) 再商品化実施者の能力に係る基準との適合性を証する書類

(4) 再商品化実施者の適格性を証する書類

(5) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性を証する書類

(6) 処分施設の設置許可を有することを証する書類

(7) 処分施設に係る基準との適合性を証する書類

(8) 他の法令との適合性を証する書類（必要な場合※のみ）

(9) 分別収集物を収集しようとする区域を示す図面

※ 再使用を行う場合であって、他の法令（古物営業法、医薬品医療機器等法、電波法等）により行政庁からの許可、認可等の処分を必要とする場合

3. 市区町村による分別収集・再商品化

②要件に適合する計画の認定

●再商品化計画を認定する際の基準①

再商品化計画の認定を受けるには、下記の基準に適合することが必要。

(1) 基本方針との適合性

- 基本方針に照らして適切であること

(2) 再商品化の効率的な実施に資するものとして省令で定める基準との適合性

- 分別収集物の処理の行程（収集から再商品化により得られた物の利用まで）が明らかであること
- 委託の範囲、責任が明確であること
- 再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
- 生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないこと
- 分別収集物の収集から再商品化が終了するまでの一連の過程が合理的であること
- 収集段階で危険物等の混入を防ぐ措置を講じていること
- 品質確保のための措置を講じていること
- 費用の算出方法が妥当であること
- プラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用が抑制されていること

(3) 計画期間

- 3年以内であること

3. 市区町村による分別収集・再商品化

●再商品化計画を認定する際の基準②

(4) 再商品化実施者の能力に係る基準との適合性

- ・ 再商品化を適確に行うに足りる知識・技能を有すること
- ・ 再商品化を適確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

(5) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性

- ・ 飛散、流出、悪臭防止等に必要な措置が講じられていること

(6) 処分施設に係る基準との適合性

- ・ 再商品化その他分別収集物の処分に適した施設であること
- ・ 運転を安定的に行うことができ、適切に維持管理できること
- ・ 廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設設置許可又は産業廃棄物処理施設設置許可が必要である場合は、当該許可を有していること
- ・ 保管施設を有する場合、飛散、流出、悪臭防止等に必要な措置を講じていること

(7) 再商品化実施者の適格性

- ・ 再商品化実施者が法第33条第3項第4号に規定する欠格要件※に該当しないこと

※ イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、ロ) 法又は法に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等

3. 市区町村による分別収集・再商品化

③（必要に応じて）変更の認定の申請／事前届出／事後届出

● 認定再商品化計画を変更する場合の手続

認定市区町村は、認定再商品化計画を変更する場合、その内容に応じて、変更の認定の申請、事前届出又は事後届出を主務大臣に対して行うこと。

● 変更する場合、変更する前に主務大臣の認定を受ける必要がある事項

- ・ 分別収集物の種類
- ・ 再商品化を実施しようとする期間
- ・ 分別収集物の種類ごとの見込み量
- ・ 再商品化の実施方法
- ・ 再商品化費用の総額・内訳
- ・ 収集、運搬又は処分の別
- ・ 処分施設の所在地、構造及び設備

● 変更する場合、実施日の10日前までに主務大臣に届出を提出する必要がある事項

- ・ 計画期間の変更であって、期間が短縮されるもの
- ・ 再商品化実施者に係る変更であって、次に掲げるもの
 - 氏名又は名称の変更
 - 収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの
- ・ 運搬施設（車両等）・積替施設の変更
- ・ 保管施設の変更

● 変更した場合、変更日から30日以内に主務大臣に届出を提出する必要がある事項

- ・ 再商品化実施者の者の住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・ 分別収集を収集しようとする区域
- ・ 分別収集物の再商品化により得られた物の利用者及び利用方法
- ・ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合に、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- ・ 再商品化実施者が処理を行うことが困難となった場合に、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置



4. 製造・販売事業者等による 自主回収・再資源化事業

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

対象事業者：プラスチック使用製品の製造・販売事業者等

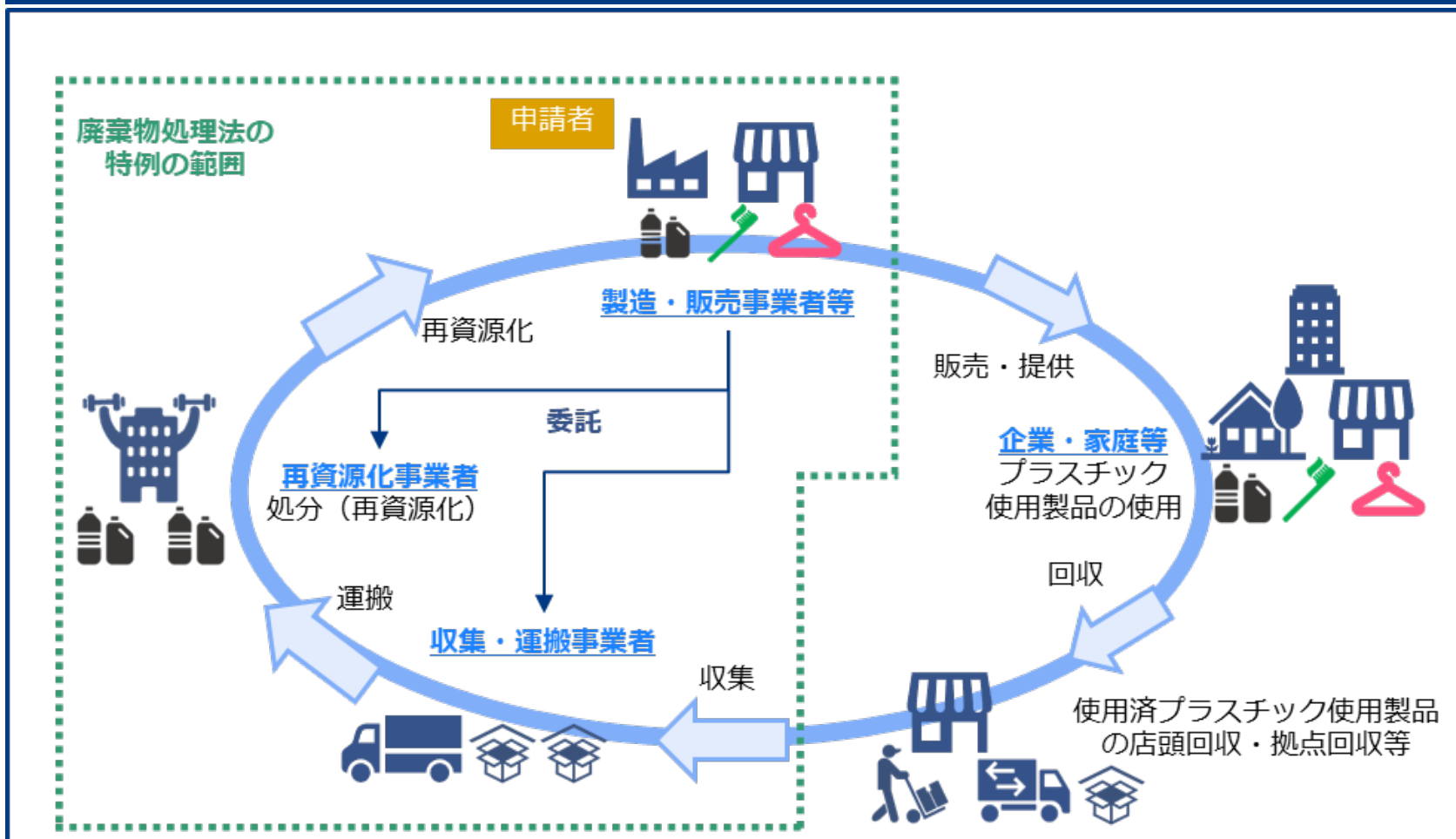
ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
 設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品(12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者(小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
排出・回収・リサイクル	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣)※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

- プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム

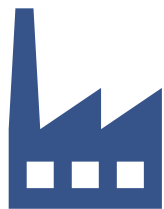


4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

- 自主回収・再資源化事業を行おうとする者は、計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。認定後は毎年度、実施の状況を報告すること。
- また、認定を受けた計画を変更する場合は、変更内容に応じて手続を行うこと。

● 自主回収・再資源化事業のフロー図

製造・販売事業者等



①計画の作成・申請

②要件に適合する計画の認定

③（必要に応じて）
変更の認定の申請／事前届出／事後届出

④（必要に応じて）変更の認定

⑤実施の状況に関する報告

⑥（必要に応じて）
指導・助言等／変更指示／認定取消し

主務大臣

（経産大臣・環境大臣）



4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

①計画の作成・申請

●自主回収・再資源化事業計画を申請する際の必要書類①

自主回収・再資源化事業計画を申請するには、（１）の記載事項を含む自主回収・再資源化事業計画に（２）～（８）の添付書類が必要。

（１）自主回収・再資源化事業計画

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所（法人の場合代表者の氏名）
- ② （法人の場合）役員の氏名及び使用人があるときは使用人の氏名
- ③ （個人の場合）使用人があるときは使用人の氏名
- ④ 自主回収・再資源化事業の内容
- ⑤ （委託先がいる場合）収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称、収集、運搬又は処分の別
- ⑥ 運搬施設（車両等）・積替施設
- ⑦ 処分施設の所在地、構造及び設備
- ⑧ 再資源化に関する研究開発を行おうとする場合は研究開発の内容
- ⑨ 自主回収・再資源化事業を行おうとする区域
- ⑩ 再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品の種類、認定後１年間に再資源化される見込みの使用済プラスチック使用製品の種類ごとの重量
- ⑪ 再資源化により得られた物の利用者及び利用方法
- ⑫ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- ⑬ ⑤の収集、運搬又は処分を行う者の住所（法人の場合代表者の氏名）

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

● 自主回収・再資源化事業計画を申請する際の必要書類②

(2) 本人確認書類

(3) 申請者※¹の能力に係る基準との適合性を証する書類

(4) 申請者※¹の適格性を証する書類

(5) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性を証する書類

(6) 処分施設の設置許可を有することを証する書類

(7) 処分施設に係る基準との適合性を証する書類

(8) 他の法令との適合性を証する書類（必要な場合※²のみ）

※ 1 委託先がいる場合は、委託先を含む

※ 2 再使用を行う場合であって、他の法令（古物営業法、医薬品医療機器等法、電波法等）により行政庁からの許可、認可等の処分を必要とする場合

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

②要件に適合する計画の認定

●自主回収・再資源化事業計画を認定する際の基準

自主回収・再資源化事業計画の認定を受けるには、下記の基準に適合すること。

(1) 基本方針との適合性

- ・ 基本方針に照らして適切であること

(2) 再資源化の促進に資するものとして省令で定める基準との適合性

- ・ 使用済プラスチック使用製品の処理の行程（収集から再資源化により得られた物の利用まで）が明らかであること
- ・ 収集した使用済プラスチック使用製品に含まれるプラスチックを相当程度再資源化すること
- ・ 委託の範囲、責任が明確であること
- ・ 自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
- ・ 生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること

(3) 申請者※1の能力に係る基準との適合性

- ・ 自主回収・再資源化事業を適確に行うに足りる知識・技能を有すること
- ・ 自主回収・再資源化事業を適確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

(4) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性

- ・ 飛散、流出、悪臭防止等に必要な措置が講じられていること 等

(5) 処分施設に係る基準との適合性

- ・ 再資源化その他使用済プラスチック使用製品の処分に適する施設であること 等

(6) 申請者※1の適格性

- ・ 申請者※1が法第39条第3項第3号に規定する欠格要件※2に該当しないこと

※1 委託先がいる場合は、委託先を含む

※2 イ) 法又は法に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、ロ) 認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者、ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

③（必要に応じて）変更の認定の申請／事前届出／事後届出

●認定自主回収・再資源化事業計画を変更する場合の手続

認定自主回収・再資源化事業者は、認定自主回収・再資源化事業計画を変更する場合、その内容に応じて、変更の認定の申請、事前届出又は事後届出を主務大臣に対して行うこと。

●変更する場合、変更する前に主務大臣の認定を受ける必要がある事項

- ・ 自主回収・再資源化事業の内容
- ・ （委託先がいる場合）収集、運搬又は処分の別
- ・ 処分施設の所在地、構造及び設備

●変更する場合、実施日の10日前までに主務大臣に届出を提出する必要がある事項

- ・ 委託先に係る変更であって、次に掲げるもの
 - 氏名又は名称の変更
 - 収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの
- ・ 運搬施設（車両等）・積替施設の変更
- ・ 保管施設の変更

●変更した場合、変更日から30日以内に主務大臣に届出を提出する必要がある事項

- ・ 申請者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・ （法人の場合）役員の氏名及び使用人があるときは使用人の氏名
- ・ （個人の場合）使用人があるときは使用人の氏名
- ・ 再資源化に関する研究開発を行おうとする場合は研究開発の内容
- ・ 自主回収・再資源化事業を行おうとする区域
- ・ 再資源化を実施する使用済プラスチック使用製品の種類及び認定後1年間に再資源化される見込みの使用済プラスチック使用製品の種類ごとの重量
- ・ 再資源化により得られた物の利用者及び利用方法
- ・ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- ・ （委託先がいる場合）委託先の住所（法人の場合代表者の氏名）

4. 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

● 自主回収・再資源化事業を行う場合の主な注意点

- ① 回収した製品に他社が製造・販売した製品が含まれる場合であっても、自社製品と合わせて再資源化を実施することが効率的な場合は、認定の対象。ただし、他社が製造した製品のみを回収する場合など、自主回収と認められない計画は、認定の対象外。
- ② 複数の事業者で共同して計画申請を行うことも可能。
- ③ 収集・運搬を行う際は、当該認定に係る運搬車等である旨を外から見やすいように表示のうえ、認定証の写しの書面又は電磁的記録を備え付けることが必要。
- ④ 委託先がいる場合、廃棄物処理法の業の許可が不要となるのは、認定自主回収・再資源化事業計画に記載された者※に限る。
- ⑤ 主務大臣の認定を受けた場合であっても、廃棄物処理法に基づく業の許可以外の、廃棄物処理法に基づく規定（処理施設の設置許可等）は引き続き適用される。

※ 自主回収・再資源化事業計画に記載された法第39条第2項第5号に掲げる者（収集、運搬又は処分を行う者）



5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の 排出の抑制・再資源化等（判断基準）

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

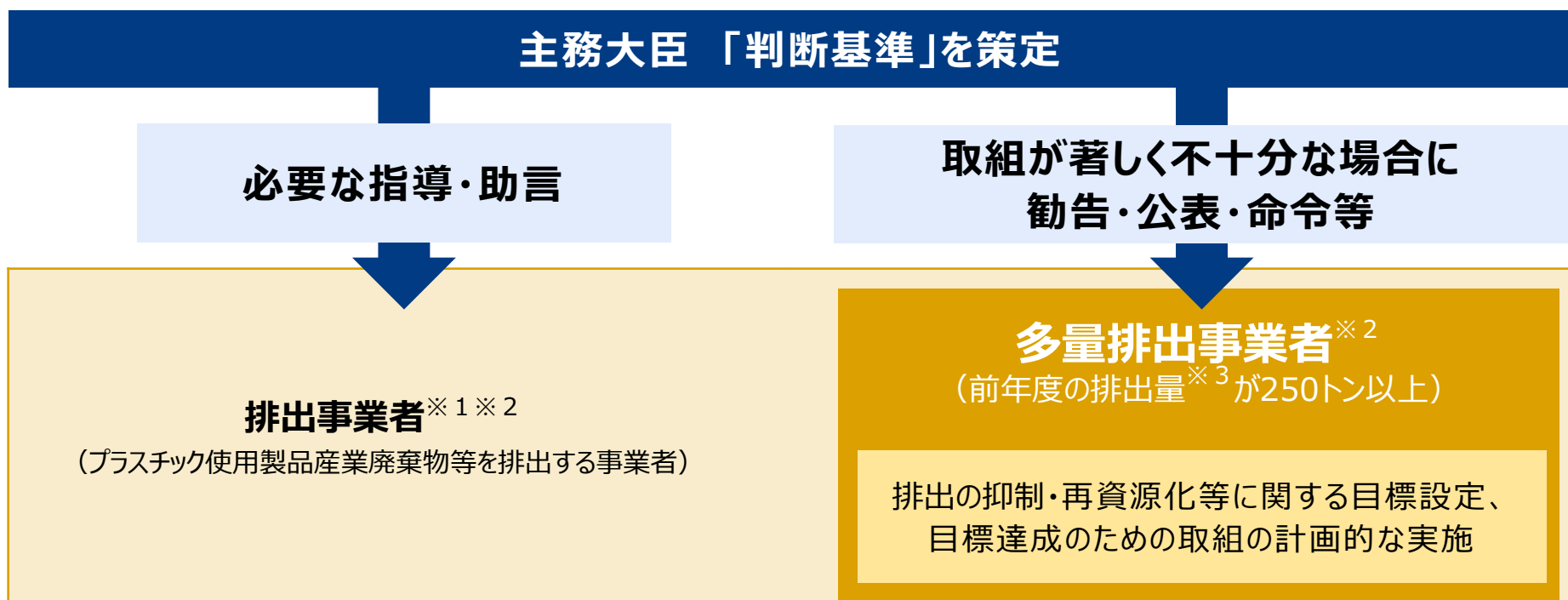
対象事業者：プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者

ライフ サイクル	法での措置事項 （概要）	対象	対象者	主務大臣
 設計・ 製造 販売・ 提供 排出・ 回収・ リサイクル	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック 使用製品製造事業者等	経産大臣、 事業所管大臣 （内閣総理大臣、財務大臣、 厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣）
	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 （12品目）	特定プラスチック 使用製品提供事業者 （小売・サービス事業者等）	経産大臣、 事業所管大臣 （厚労大臣、農水大臣、 経産大臣、国交大臣）
	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
排出・ 回収・ リサイクル	製造・販売事業者等 による自主回収・再資源化	自らが 製造・販売・提供した プラスチック使用製品	プラスチック使用製品の 製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック 使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、 事業所管大臣（全大臣）※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

- **プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者**（「排出事業者」：事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者であれば、その多くが対象となる）は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められる。
- 事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品産業廃棄物であれば、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当する。



※1 従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種に属する事業を行う個人・会社・組合等
従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等 を除く

※2 プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関する定めとして、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め等のいずれかを含む場合、加盟者の排出量は本部事業者の排出量に含むものとする

※3 排出量を算定する際は、原則として、プラスチック使用製品産業廃棄物等の量を計測してください。ただし、当該排出量を計測することが難しい場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を活用して計算することも可能です。

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

● 排出事業者の判断基準

- (1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則
- (2) 排出の抑制に当たって講ずる措置
- (3) 再資源化に当たって講ずる措置
- (4) 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- (5) 排出事業者の情報の提供
- (6) 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- (7) 教育訓練
- (8) 実施状況の把握・管理体制の整備
- (9) 関係者との連携

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

● 排出事業者の判断基準

（1）排出の抑制・再資源化等の実施の原則

- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、事業活動で使用するプラスチック使用製品の安全性や機能性等の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り、次の方法で排出の抑制及び再資源化を実施すること。

- ① 排出を抑制すること
- ② 再資源化の促進に資するよう、適切に分別して排出すること
- ③ 再資源化を実施することができるものは、再資源化を実施すること

ただし、上記の方法によらないことが環境への負荷の低減に有効である場合は、この限りではない。

- 再資源化を実施することができないものであって、熱回収※を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
- プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を適正に行うことができる者に委託することができる。ただし、熱回収に係る委託については、再資源化を実施することができないものに限ること。

※ 使用済プラスチック使用製品等の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にすること

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

（2）排出の抑制に当たって講ずる措置

- プラスチック使用製品の製造、加工又は修理の過程において、次のような措置を行うこと。
 - ① 原材料の使用の合理化を行うこと
 - ② 端材の発生を抑制すること
 - ③ 端材やプラスチック使用製品の試作品を原材料として使用すること
- 流通又は販売の過程において使用するプラスチック製の包装材について、次のような措置を行うこと。
 - ① 簡素な包装を推進すること
 - ② プラスチックに代替する素材を活用すること
- 事業活動において使用するプラスチック使用製品について、次のような措置を行うこと。
 - ① なるべく長期間使用すること
 - ② 過剰な使用を抑制すること
 - ③ 部品又は原材料の種類について工夫されたプラスチック使用製品を使用すること

（3）再資源化等に当たって講ずる措置

- リチウムイオン蓄電池を使用する機器といった、再資源化等を著しく阻害するものの混入を防止すること。
- 周辺地域に再資源化を適正に実施することができる者が存在しない場合や、人が感染するおそれのある病原体が付着しているおそれがある場合といった、再資源化を実施することができない場合において、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと。
- 自ら熱回収を行う場合、可能な限り効率性の高い熱回収※を行うこと。
- 熱回収を委託する場合、可能な限り効率性の高い熱回収※を行う者を選定すること。
- 廃棄物の飛散や流出といった、生活環境の保全上の支障が生じないよう措置を講ずること。

※ JIS Z 7311:2010 で規定される「廃棄物由来の紙、プラスチックなど固形化燃料（RPF）」の活用等

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

（4）多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等

- 多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
- 多量排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量及び目標の達成状況に関する情報をインターネット等により公表するよう努めること。

（5）排出事業者の情報の提供

- 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を委託するに当たっては、受託者に対し、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等について、その排出及び分別の状況、性状及び荷姿に関する事項その他の必要な情報を提供すること。
- 多量排出事業者を除く排出事業者は、毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報をインターネット等により公表するよう努めること。

（6）本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進

- 本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、当該加盟者に対して必要な指導を行い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めること。
- 加盟者は、本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力するよう努めること。

5. プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

（7）教育訓練

- 排出事業者は、その従業員に対して、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めること。

（8）実施状況の把握・管理体制の整備

- 排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うこと。
- 排出事業者は、記録の作成その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うこと。

（9）関係者との連携

- 排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、排出事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めること。



6. 排出事業者による再資源化事業

6. 排出事業者による再資源化事業

対象事業者：プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
 設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品(12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者(小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣)※

※ 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

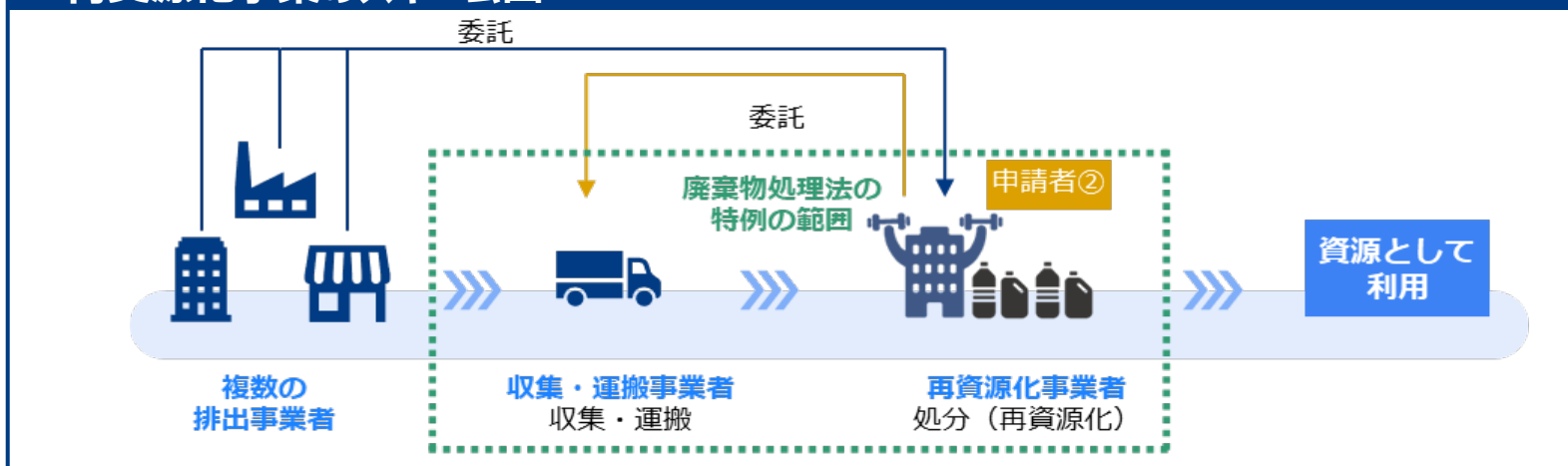
6. 排出事業者による再資源化事業

- ①排出事業者又は②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



6. 排出事業者による再資源化事業

- 再資源化事業を行おうとする者は、計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。認定後は毎年度、実施の状況を報告すること。
- また、認定を受けた計画を変更する場合は、変更内容に応じて手続を行うこと。

● 再資源化事業のフロー図

排出事業者等



① 計画の作成・申請

② 要件に適合する計画の認定

③ （必要に応じて）
変更の認定の申請／事前届出／事後届出

④ （必要に応じて）変更の認定

⑤ 実施の状況に関する報告

⑥ （必要に応じて）
指導・助言等／変更指示／認定取消し

主務大臣
（経産大臣・環境大臣）



6. 排出事業者による再資源化事業

① 計画の作成・申請

● 再資源化事業計画を申請する際の必要書類①

再資源化事業計画を申請するには、（１）の記載事項を含む再資源化事業計画に（２）～（８）の添付書類が必要。

（１）再資源化事業計画

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所（法人の場合代表者の氏名）
- ② （法人の場合）役員の氏名及び使用人があるときは使用人の氏名
- ③ （個人の場合）使用人があるときは使用人の氏名
- ④ 再資源化事業の内容
- ⑤ （申請者が再資源化事業者である場合）委託をした排出事業者の氏名又は名称
- ⑥ （委託先がいる場合）収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称、収集、運搬又は処分の別
- ⑦ 運搬施設（車両等）・積替施設
- ⑧ 処分施設の所在地、構造及び設備
- ⑨ 再資源化に関する研究開発を行おうとする場合は研究開発の内容
- ⑩ 再資源化事業を行おうとする区域
- ⑪ 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び認定後１年間に再資源化される見込みのプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類ごとの重量
- ⑫ 再資源化により得られた物の利用者及び利用方法
- ⑬ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- ⑭ （申請者が再資源化事業者である場合）委託をした排出事業者の住所（法人の場合代表者の氏名）
- ⑮ ⑥の収集、運搬又は処分を行う者の住所（法人の場合代表者の氏名）

6. 排出事業者による再資源化事業

●再資源化事業計画を申請する際の必要書類②

(2) 本人確認書類

(3) 申請者※¹の能力に係る基準との適合性を証する書類

(4) 申請者※¹の適格性を証する書類

(5) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性を証する書類

(6) 処分施設の設置許可を有することを証する書類

(7) 処分施設に係る基準との適合性を証する書類

(8) 他の法令との適合性を証する書類（必要な場合※²のみ）

※ 1 委託先がいる場合は、委託先を含む

※ 2 再使用を行う場合であって、他の法令（古物営業法、医薬品医療機器等法、電波法等）により行政庁からの許可、認可等の処分を必要とする場合

6. 排出事業者による再資源化事業

②要件に適合する計画の認定

●再資源化事業計画を認定する際の基準

再資源化事業計画の認定を受けるには、下記の基準に適合することが必要。

(1) 基本方針及び排出事業者の判断基準との適合性

- 基本方針及び排出事業者の判断基準に照らして適切であること

(2) 再資源化の促進に資するものとして省令で定める基準との適合性

- プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理の行程（収集から再資源化により得られた物の利用まで）が明らかであること
- 収集したプラスチック使用製品産業廃棄物等に含まれるプラスチックを相当程度再資源化すること
- 委託の範囲、責任が明確であること
- 再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
- 生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること

(3) 申請者※¹の能力に係る基準との適合性

- 再資源化事業を適確に行うに足りる知識・技能を有すること
- 再資源化事業を適確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

(4) 運搬施設（車両等）・積替施設に係る基準との適合性

- 飛散、流出、悪臭防止等に必要な措置が講じられていること

(5) 処分施設に係る基準との適合性

- 再資源化その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の処分に適する施設であること 等

(6) 申請者※¹の適格性

- 申請者※¹が法第48条第3項第3号に規定する欠格要件※²に該当しないこと

※¹ 委託先がいる場合は、委託先を含む

※² イ) 法又は法に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、ロ) 認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者、ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等

6. 排出事業者による再資源化事業

③（必要に応じて）変更の認定の申請／事前届出／事後届出

● 認定再資源化事業計画を変更する場合の手続

認定再資源化事業者は、認定再資源化事業計画を変更する場合、その内容に応じて、変更の認定の申請、事前届出又は事後届出を主務大臣に対して行うことが必要。

● 変更する場合、変更する前に主務大臣の認定を受ける必要がある事項

- ・ 再資源化事業の内容
- ・ （委託先がいる場合）収集、運搬又は処分の別
- ・ 処分施設の所在地、構造及び設備

● 変更する場合、実施日の10日前までに主務大臣に届出を提出する必要がある事項

- ・ 委託先に係る変更であって、次に掲げるもの
 - 氏名又は名称の変更
 - 収集又は運搬を行う者の変更であって、委託して行わせる業務の範囲及び委託する者の責任の範囲の変更を伴わないもの
- ・ 運搬施設（車両等）・積替施設の変更
- ・ 保管施設の変更

● 変更した場合、変更日から30日以内に主務大臣に届出を提出する必要がある事項

- ・ 申請者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ・ （法人の場合）役員の氏名及び使用人があるときは使用人の氏名
- ・ （個人の場合）使用人があるときは使用人の氏名
- ・ （申請者が再資源化事業者である場合）委託元の排出事業者の氏名・名称
- ・ 再資源化に関する研究開発を行おうとする場合は研究開発の内容
- ・ 再資源化事業を行おうとする区域
- ・ 再資源化を実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の種類及び認定後1年間に再資源化される見込みのプラスチック使用製品 産業廃棄物等の種類ごとの重量
- ・ 再資源化により得られた物の利用者及び利用方法
- ・ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- ・ （委託先がいる場合）委託先の住所（法人の場合代表者の氏名）

6. 排出事業者による再資源化事業

●再資源化事業を行う場合の主な注意点

- ① 収集・運搬を行う際は、当該認定に係る運搬車等である旨を外から見やすいように表示のうえ、認定証の写しの書面又は電磁的記録を備え付けること。
- ② 主務大臣の認定を受けた場合であっても、廃棄物処理法に基づく業の許可以外の、廃棄物処理法に基づく規定（処理施設の設置許可・産業廃棄物管理票の交付等）は引き続き適用される。
- ③ 排出事業者は、再資源化事業計画の認定を受けても廃棄物処理法の特例の対象にはならないが、廃棄物処理法上、自ら収集、運搬又は処分を行う場合は業の許可は不要とされている。ただし、その場合も、廃棄物処理法に基づく収集、運搬又は処分に係る基準に従って処理を行うこと。
- ④ 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合、申請者は処分（再資源化）を他の事業者に委託することは不可。



ご視聴いただきありがとうございました。